

井川町情報公開条例(平成10年条例第8号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第14条 開示請求をする者又は公文書の開示を受ける者は、町長が別に定めるところにより、それぞれ町長が別に定める額の開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る<u>手数料</u>を納めなければならない。</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>開示請求書は、電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示請求をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)</u>を使用して提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(電子情報処理組織を使用した開示決定等の通知)</p> <p>第12条の2 <u>第10条から前条までの規定にかかわらず、開示請求が電子情報処理組織により行われた場合における当該各条の通知は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p>第14条 開示請求をする者又は公文書の開示を受ける者は、町長が別に定めるところにより、それぞれ町長が別に定める額の開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る<u>費用</u>を納めなければならない。</p>